

令和6年度 事業計画書

1. 出務体制

- (1) 診療科目、診療時間 別紙1のとおり
- (2) 急に具合が悪くなった方に応急処置を施し、かかりつけ医に引き継ぐための外来診療を行う。
- (3) 現場責任者としてセンター長を配置する。センター長の役割については、センターの管理・運営全般、出務職員の統括、出務医師の確保、後方支援病院との連携、関係団体との調整、コーディネーター機能を含む医療相談や苦情対応をはじめ、重症患者に対しそうやかに後方病院へ移送すべく的確、迅速な判断を行うこととしている。
- (4) 近年の小児科医師不足、高齢化によるセンターへ出務する小児科医師の負担軽減を目的として、小児科専任医師を配置し、診療をお願いしている。
- (5) 現場職員統括者として看護部長を配置する。看護部長の役割については、看護師のみならず、他職種職員も含めた管理、指導を行うこととしている。
- (6) 令和3年度より、専任の看護師が患者の状態を評価し、患者の緊急度区分に応じて診療の優先順位付けを行う院内トリアージを実施している。重症患者の見落としがないように、適切な対応を行う。
- (7) GW、年末年始、インフルエンザ流行期等多くの受診者が予想される時期に受付分離等の対応を適時行い、受診者の待ち時間短縮を図る。

2. 後方支援体制の強化

- (1) 後方支援病院への移送をスムーズに実施させるため、市主催の救急医療対策会議とは別に、今年度も医師会主催で二次輪番病院担当者会議や病院長連絡会議を開催し、一次、二次、三次救急の役割について話し合い、相互理解を得る。

3. 要望、苦情への対応

- (1) 利用者からの要望、苦情等については今年度も新潟市と協議の上、迅速

適切に対応する。

- (2) 年々コメジカルに対する苦情は少なくなってきたが、受診者と最初に言葉を交すのは受付の事務や看護師であり、さわやかな対応が求められる。そのため、コメジカルを対象に接遇研修を実施し、受診者の目線に立った対応に努めていく。
- (3) 出務医師の態度、診療内容に対する苦情については、これまで同様、各医会を通じて具体的な事例を上げ注意を呼びかけていく。
- (4) 医師が患者の状態を的確に把握し、二次輪番病院へ送るか、帰して翌日かかりつけ医を受診させるかの判断は大変重要である。そのため出務医師が判断に迷う場合にセンター長と協議できる体制づくりを構築する。
- (5) 新潟市急患診療センターは急に具合の悪くなった方に対し、あくまでも応急措置を施し、かかりつけ医に引き継ぐための外来診療を行うところであり、機器の整備も含め病院に比べると受診者の要望に応えられる範囲は限られている。しかし、全ての傷病に対して専門的な診断治療が受けられると期待する患者もみられる。また、新潟市急患診療センターは深夜加算等で診療費が高い。これらのことから苦情へと発展するケースも多く見られる。今後も、「新潟市急患診療センターだより」等で周知するが、新潟市としても市民に対し、広く広報することをお願いする。

一方、アンケート実施のほか、通年にわたり投函箱を用意し、要望の把握に努める。

4. 新潟市との連携強化

- (1) 平成27年度から現場責任者としてセンター長、平成28年度から看護部長、平成29年度から小児科専任医を配置している。急患診療センター現場での問題点については、市地域医療推進課とセンター長、小児科専任医及び看護部長を含めた医師会とで、その都度検討会議を開催するほか、大きな問題については「新潟市急患診療センター運営検討会議」に諮るなど新潟市と連携し新潟市急患診療センターのよりよい運営を目指していく。

(2) 消防局との連携

診療時間外に来られた患者や重症患者に対する後方支援病院の紹介について、うまく機能しない場面もあるため、センター長をはじめ医師会と市地域医療推進課と消防局の三者の一層の連携を図っていく。

(3) 災害時の医療救護活動で使用する医薬品について、新潟市と協議の上、新潟市急患診療センターの診療で使用する医薬品と併せて購入し、備蓄する。

5.その他

(1) 防災意識の向上・知識の普及のため、センターの特性に応じた防災訓練を実施する。災害が発生した際は、センター職員へ安否確認や収集指示を令和5年度導入したシステムを活用し、その都度対策を協議、検討し、速やかに対応する。

(2) 災害時における医療提供体制について、新潟市地域防災計画の定めにより、当センターが医療救護所となることから、その検討を行う。

(3) センターにおける医療の安全を確保するため、センターの職員を対象に、医療安全研修会を実施し、医療安全対策の企画、実施に努める。

(4) 市民の安全確保の観点から、センターの職員を対象に、高齢者・障がい者・児童の虐待に関する研修を実施する。

(5) オンライン資格確認などによる全国医療情報プラットフォームの創設、電子カルテ情報の標準化、電子処方箋など、医療 DX は電子カルテ導入を前提としており、国も「医療 DX 令和ビジョン 2030 厚生労働省推進チーム」により推進している。

急患診療センターでは現在、紙カルテによる診療を行っているが、より質の高い急患診療を提供するために電子カルテ導入に向けての準備を行っていく。

別紙 1

<診療科目、診療時間>

診療科目	平日	土曜	日曜・祝日
内 科	19:00~翌 7:00	14:00~翌 7:00	7:00~翌 7:00
小 儿 科			
整 形 外 科	19:00~22:00	15:00~翌 9:00	9:00~22:00
眼 科			
耳鼻咽喉科			
脳 外 科			9:00~18:00
産 婦 人 科			